

労働災害の撲滅をはかり  
健康で安心して働ける  
職場づくりに邁進しよう!

# 建設長崎

11 November  
No.617

2016年11月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます  
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄

## まちづくり 住宅フェア

### 親子木工教室・上棟式の実演

#### 「ガーデニンググチェア作成」大盛況

「二〇一六まちづくり総合住宅フェア(長崎会場)」が「みてふれてリノベでつくる楽しい住まい」をメインテーマに十月二十九日、三十日の二日間、長崎市大波止の「おくんち広場」で開催されました。今回、メインテーマのリノベーションにスポットを当て、昨年引き続き「ガーデニンググチェア」も準備していた百八十組の材料は完売する盛況となりました。また、建屋を組み立てての上棟式の実演ともちまきでは、我先に餅を拾おうとするお客さんで大いに賑わいました。



存在を十分にアピールできたのではないかと思います。



〔長崎会場〕

「みてふれてリノベでつくる楽しい住まい」

また、建屋を組み立てての上棟式の実演ともちまきでは、我先に餅を拾おうとするお客さんで大いに賑わいました。このほか会場では、木造耐震の実演、釘打ち、丸太切り競争、クイズ大会、抽選会など、子どもから大人まで楽しめるイベントが行われました。天候にも恵まれた今回の住宅フェア。協会や組合の

### 長崎労働基準監督署からのお知らせ

#### 墜落・転落による死亡等の重篤な労働災害が多発!!

建設業

長崎署管内では、平成28年7月から9月にかけて墜落防止対策が十分に講じられていないことによって高所から墜落・転落し、死亡や意識不明等の重篤な労働災害が立て続けに発生しています。

本年の当署管内における墜落・転落災害は、8月末時点で65件発生し、前年同期と比べ6件増加し、業種別では、建設業が19件(前年同期15件)で、全体の29%を占めています。

これらのことから、本年12月31日までの期間を「墜落災害防止強調期間」と位置づけ、重点的な監督指導等の実施に取り組むこととしました。

建設業の事業場におかれましては、下記の事項を実施し、墜落・転落災害を撲滅しましょう!

#### 事業場における実施事項

1. 墜落・転落災害防止自主点検表(下記を参照)を活用した安全パトロールの実施
2. 墜落防止設備(手すり、囲い、防網等)の損傷及び老朽化の確認
3. 保護具(ヘルメット、安全帯、安全靴等)の損傷、老朽化及び耐用年数の確認
4. 高所作業におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施
5. 高所作業に従事する労働者に対する安全帯の使用等に関する安全衛生教育・訓練の実施
6. 墜落・転落災害防止にかかる法令及びガイドライン等の確認
7. 上記実施事項以外の墜落・転落災害防止対策の実施

#### 墜落・転落災害防止自主点検表

項目	内容	適・否
1	開口部には手すり・中さん・幅木等を設けている。	適・否
2	高さ2m以上の箇所の作業では、足場等を設置し、墜落防止措置を講じている。	適・否
3	枠組足場の筋交いの下に、下さん(15cm~40cm)等を設けている。	適・否
4	単管・くさび式足場には、手すりの下に、中さん(35cm~50cm)を設けている。	適・否
5	高さ5m以上の足場の組立解体作業では、足場の組立て等作業主任者を選任している。	適・否
6	足場の組立て作業主任者に安全帯等の使用状況の監視をさせている。	適・否
7	足場と躯体との間隔が広く、墜落のおそれのある箇所には、足場板等で養生する等の措置を講じている。	適・否
8	スレート上の作業では、歩み板を敷く・防網を張る等の踏み抜き防止措置を講じている。	適・否

### 第57回全建総連大会開催 福岡

副中央執行委員長に北村前委員長、中央執行委員に船津委員長



▲受賞の高谷義信氏

1,631名  
が集う

全建総連第五十七回定期大会が、福岡県福岡市で十月十二日~十四日の三日間開催されました。全国の五十三県連組合から代議員、主催者を代表して三浦中央執行委員長のあいさつ後、福岡県副知事、福岡副市長をはじめ各政党の国会議員が出席し祝辞を述べました。

一日目の本会議では第五十六年度の経過報告、財政決算報告に続いて第五十七年度の運動方針案と予算案が提案され、出席した代議員からは活発な意見や質問が出されました。

三日目は、各分科会からの報告後、運動方針案、予算案の承認と「組織拡大・強化の力で建設技能者の賃金・労働条件を改善し、魅力ある建設産業にしよう」と全員の拍手でスローガンが採択されました。

組合功績者表彰では建設長崎の高谷義信さんが表彰されました。新役員には三浦中央執行委員長、勝野書記長の他、建設長崎の北村政和前委員長が副中央執行委員長に、船津栄市委員長が中央執行委員に選任されました。

魅力あふれる建設産業の実現をめざそう!

# 県下15支部から74名の参加



## 本部主婦会 世界遺産の軍艦島を見渡す「アレガ軍艦島」で日帰り旅行会を開催

十月二十五日(火)建設長崎本部主婦会日帰り旅行が、長崎市野母崎「アレガ軍艦島」で開催され、県下十五支部より七十四名の主婦会の皆さんが参加されました。当日は、曇り空ではありましたが、会場へ向かうバスの中から、高島・軍艦島などが見え始めると、歓声が上がり、世界遺産となった軍艦島をカメラに収める人の姿もありました。午前十一時三十分からの懇親会は、金子副会長の開会のあいさつのおと、馬場会長、船津委員長のあいさつを受け、山形副会長の乾杯の音頭で懇親会が始まりました。

十月二十五日(火)建設長崎本部主婦会日帰り旅行が、長崎市野母崎「アレガ軍艦島」で開催され、県下十五支部より七十四名の主婦会の皆さんが参加されました。当日は、曇り空ではありましたが、会場へ向かうバスの中から、高島・軍艦島などが見え始めると、歓声が上がり、世界遺産となった軍艦島をカメラに収める人の姿もありました。午前十一時三十分からの懇親会は、金子副会長の開会のあいさつのおと、馬場会長、船津委員長のあいさつを受け、山形副会長の乾杯の音頭で懇親会が始まりました。

# 健康職場 つくる まもるは みんなが主役



## 平成二十八年度 長崎県産業安全衛生大会

十月二十六日(水)午後一時から、とぎつカナリーホールにて長崎県産業安全衛生大会が開催されました。この大会は、長崎県労働災害防止団体連絡協議会(八団体)の主催で、長崎労働局や各労働基準監督署・長崎県の後援で毎年開催され、建設長崎からも代表者が参加しています。今年「見えますか? あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける安全管理」をスローガンに職場の安全を保つために尽力した事業所や個人の表彰を行いました。その後、長崎労働局健康安全課川原課長より「新たな災害防止活動について」と題して長崎労働局が推進している「第二次労働災害防止計画」の四年目を迎える労働災害ゼロを推進するための説明を行いました。特別講演では、長崎大学医歯薬学総合研究科精神神経科学准教授黒滝直弘氏による「勤労者のメンタルヘルスについて」と題して講演があり、このところの社会環境の変化などで、心の健康を維持するのも、難しい時代になってきている。職場のメンタルヘルスは、今日も元気に仕事に取り組むための健康法であるなど講演がありました。参加者はこの日を契機に各事業所で安全に対する姿勢を正し労働事故の撲滅に邁進することをお互い確かめあって閉会しました。

### 長崎県建設事業国民健康保険組合 指定温泉一覧表

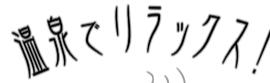
2016年11月1日

指定温泉名称	利用区分	規定料金	割引後の料金 (メンバーズカード)	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号	設備
稲佐山温泉 アマンディ	大人 (中学生以上)	850円	780円	▲300	480円	長崎市 曙町39-38 095-862-5555	和風天然温泉、岩盤浴、バリ風天然温泉
	小人 (3歳以上)	400円	350円	-	350円		
Arega 軍艦島	大人 (中学生以上)	400円	-	▲300	100円	長崎市 野母町692-1 095-893-1133	大浴場、ジャグジー、打たせ湯、サウナ、寝湯、休憩室
	小人 (4歳以上)	200円	-	-	200円		
ふくの湯	大人 (中学生以上)	800円	-	▲300	500円	長崎市 岩見町451-23 095-833-1126	大浴場、露天風呂、サウナ、岩盤浴
	小人 (3歳以上)	400円	-	-	400円		
やすらぎ伊王島	大人 (中学生以上)	750円	650円	▲300	350円	長崎市伊王島町 1丁目3277-7 095-898-2202	癒湯(露天風呂)、内湯、釜風呂、壺風呂、檜風呂、露天足湯、樽風呂、炭のうたせ湯、寝湯
	小人 (小学生)	360円	-	-	360円		
長崎温泉 喜道庵	大人 (中学生以上)	1,550円	-	▲300	1,250円	西彼杵郡長与町 岡郷2762-1 095-887-4126	大浴場、露天風呂
	小人 (5歳以上)	780円	-	-	780円		
	幼児 (5歳未満)	0円	-	-	0円		
道の尾温泉	大人 (中学生以上)	550円	-	▲300	250円	西彼杵郡長与町 高田郷284 095-856-2631	大浴場、ジェットバス、打たせ湯、ジャグジーシャワー、ミストサウナ
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (6歳以下)	150円	-	-	150円		
ゆりの温泉	大人 (中学生以上)	750円	600円	▲300	300円	西彼杵郡長与町 高田郷2289-2 095-856-2617	寝湯、ジェットバス、サウナ、水風呂、露天風呂、タル湯
	小人 (3歳以上)	350円	-	-	350円		
天然いさはや温泉 和スバ	大人 (中学生以上)	700円	-	▲300	400円	諫早市本野7-1 0957-25-8822	露天風呂、薬湯風呂、サウナ
	小人 (4歳以上)	350円	-	-	350円		
サンスバ おおむら ゆの華	大人 (中学生以上)	650円	550円	▲300	250円	大村市 森園町663-3 0957-50-1126	サウナ、冷水風呂、壺湯、ジェットバス、寝湯、塩サウナ、家族風呂、シェイプアップバス
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (3歳以上)	200円	-	-	200円		
龍神温泉 かやせの湯	大人 (中学生以上)	700円	600円	▲300	300円	大村市 田下町17-3 0957-47-8245	内風呂、露天風呂、食事処、仮眠室、マッサージ室
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (4歳以上)	200円	-	-	200円		
青雲荘	大人 (中学生以上)	660円	-	▲300	360円	雲仙市小浜町 雲仙500-1 0957-73-3273	露天風呂、大浴場、休憩場、レストラン、宴会場
	小人 (4歳以上)	330円	-	-	330円		
	[外湯] 大人 (中学生以上)	420円	-	▲300	120円		
望洋荘	大人 (高校生以上) [7:30~16:30]	540円	-	▲300	240円	雲仙市小浜町 南本町10 0957-74-3141	大浴場、露天風呂、ジェット風呂、休憩場、レストラン
	大人 (高校生以上) [16:30~22:00]	324円	-	▲300	24円		
	小人 (2歳以上) [7:30~16:30]	270円	-	-	270円		
	小人 (2歳以上) [16:30~22:00]	108円	-	-	108円		

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。(※2) 「雲仙スバハウス」、「万松楼」について、温泉事業は現在休止中、再開未定となっております。

### 長建国保各種補助制度について

#### 指定温泉利用料金の割引及び補助制度



長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用ください。

#### ■利用料金の割引

指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

#### ■利用料金の補助

(小人料金には、割引はありません。) 補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。

規定料金-メンバーズカード割引=割引後の料金  
割引後の料金-補助券(300円)=利用者負担金  
・長建国保加入組合員(年間15枚)  
組合のみ加入(年間6枚)

※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。

指定温泉名称	利用区分	規定料金	割引後の料金 (メンバーズカード)	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号	設備
ザ・パラダイス ガーデン サセボ (※1)	大人 (中学生以上)	800円	-	▲300	500円	佐世保市 崎岡町853-12 0956-39-4800	うずいお温泉美人の湯、露天風呂、貸切家族風呂
	小人 (小学生)	400円	-	-	400円		
	幼児 (3歳以上)	250円	-	-	250円		
ホテルローレイ ばってんの湯 (※1)	大人 (中学生以上)	700円	560円	▲300	260円	佐世保市 南崎町449 0956-59-3939	大浴場、打たせ湯、寝湯、露天風呂、サウナ、休憩室、食事処
	小人 (小学生)	400円	-	-	400円		
はさみ温泉 湯治楼	大人 (中学生以上)	600円	-	▲300	300円	東彼杵郡 波佐見町 長野郷558-3 0956-76-9008	大浴場、露天風呂、サウナ、休憩室、食事処
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		
	幼児 (3歳以上)	200円	-	-	200円		
千里ヶ浜温泉 ホテル蘭風	大人 (中学生以上)	800円	600円	▲300	300円	平戸市川内町55 0950-23-2111	露天風呂、展望風呂、タル風呂、水風呂、サウナ、薬草風呂、海草風呂、ジャグジー風呂
	小人 (小学生)	400円	300円	-	300円		
平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人 (中学生以上)	900円	700円	▲300	400円	平戸市田平町 野田免210-6 0950-57-1110	展望露天風呂、電気風呂、ジャグジーエステ風呂、座り湯、サウナ、岩盤浴(別料金)、家族風呂(別料金)
	小人 (小学生)	300円	-	-	300円		

# 長建国保だより

## インフルエンザの 予防接種費用を助成

### 風邪の季節がやってくる！ インフルエンザ予防接種を 受けたら、補助の申請を忘れずに！

長建国保では加入している被保険者(組合員、家族)全員を対象に、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種に係る費用の補助を実施しています。

#### 補助の申請について

##### 《補助の対象者》

長建国保加入の被保険者  
組合員及び家族

##### 《補助の対象》

季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種(以下予防接種という)に係る自己負担の費用が一回につき一、五〇〇円を超えた場合、一、五〇〇円を超えた額を補助いたします。

##### 《補助の申請》

当該組合員が所属する長崎県建設産業労働組合の支部窓口で被保険者証を提示し、申請書(様式第一号)に予防接種の領収書等を添え申請して下さい。

##### 《補助申請の期間》

補助の申請は予防接種を受けた日の属する月の末日

# 柔道整復師(整骨院・接骨院)の 施術を受ける皆様へ

柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術費等の療養費は、皆様の保険料等から支払っていますので、組合では療養費支給の適正化に努めています。特に、柔道整復師による療養費については、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は保険適用外になりますのでご注意ください。

#### ■対象となる負傷

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの

#### ■健康保険が使える場合

◇医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)と診断又は判断され、施術を受けたとき。(骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

#### ■治療を受けるときの注意

◇健康保険は治療を目的としたものであり、前項記載のように健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因(いつ・どこで・何を、どんな症状があるのか)は正確にきちんと伝えましょう。

#### 【主な負傷例】

◇日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたときなど。

#### ■医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象にならないものの例

- ◇単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労。
- ◇脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- ◇保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの。
- ◇労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。
- ◇「受領委任」の場合は柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復師が健康保険の受取代理人(住所、氏名、委任年月日)に患者の署名が必要となります。受取代理人の欄への署名は、傷病名・日数・金額をよく確認し署名して下さい。よく確認をせず、受取代理人の欄に署名することは、間違いにつながるおそれがありますので注意して下さい。(手首の負傷などにより自筆できない場合は代筆でも可能ですが、その場合は捺印が必要です。)
- ◇施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けますので、医師の診察を受けましょう。
- ◇施術を受けた際、窓口支払いの領収証が発行されま

#### ■治療内容についてお尋ねすることがあります。

柔道整復師の施術に要した費用(療養費)は、被保険者皆様の保険料から支払われます。皆様健康保険の適用範囲を正しく理解し適切に受診することが医療費の適正化にもつながります。また、適切に請求等が行われているか、請求内容等に誤りがないか確認するため、施術を受けた方に照会させていただきます。施術を受けた時は、負傷部位、施術内容、施術日等の記録・領収証など保管いただき照会の際にはご協力をお願いします。

# 法人事業所(従業員五人以上を有する個人事業所含む)は 健康保険適用除外の承認が必要!

#### 健康保険法により法人事業所(従業員五人以上を有する個人事業所含む)以下「法人事業所等」という。

健康保険適用除外の承認を受けている事業所内で新たに雇用した従業員を長建国保の組合員として加入させようとする場合、長建国保の組合員が健康保険の適用事業所に雇用された場合

#### 申請は事実発生から十四日以内

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生(雇用日、法人設立日等)から十四日以内に年金事務所へ提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出が出来なかった場合は、その理由を記載した理由書の添付が必要で、やむを得ない理由とは、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。

#### 未承認者は資格喪失

健康保険適用除外の未承認者は長建国保の組合員(被保険者)としては加入資格を認めることができません。資格喪失となります。未承認事業主は、至急申請手続きの上、年金事務所の承認を受けて下さい。詳細は組合各支部、又は長建国保までご相談下さい。

#### 標準報酬決定通知書(写)の提出を!!

長建国保は、法人事業所等における健康保険適用除外承認者につきましては、適用除外承認証、事業所変更届等により確認、処理をしております。また、厚生労働省及び長崎県の指導により、事業所内における適用除外承認者数の現状把握が義務付けられている為、各事業

所様には標準報酬決定通知書の写しの提出を毎年お願いしています。つきましては、法人事業所等適用除外承認者がおられる事業所様については、標準報酬決定通知書、月額変更届(該当者がある場合のみ)を長建国保事務局まで提出頂きます様お願い致します

《事務局》  
長崎県建設産業労働組合  
国民健康保険組合  
〒八五二・八〇二二  
長崎市城山町二九・二六  
TEL 〇九五・八六二二  
八四六三  
FAX 〇九五・八六二二  
六二四六

#### 事例

某事業所の法人成りが発覚。事業主は、法人設立後、組合に連絡せずに一年間放置していた。その後、年金事務所に対して申請したが、年金事務所は常識の範囲外の遅延理由であるとして申請を却下し健康保険と厚生年金の強制適用を課した。当然長建国保は脱退となった。



東長崎支部 住宅デー

「『杵』も修復、地域の皆様から感謝」

十月十六日(日)東長崎支部では、「つつじヶ丘公民館」をお借りして住宅デーを開催。昨年同様「包丁研ぎ、まな板削り」を実施しました。

今回、初めての会場ということもあり、事前に自治会役員会に開催のお知らせチラシを配布しての取り組みとなりました。その成果もあり、開始時刻九時前から、ちらほらとお客さんが見えはじめ、瞬間に順番待ちの包丁研ぎ手の組合員さんの前にズラリと並びました。中には、鎌や剪定バサミなどの予定外のものを持って来る方もいましたが、組合員さんらは一っひ

とつ丁寧研ぎあげていました。まな板削りも数枚ありましたが、そんな中、またまた別の注文が入ります。「自治会で使用している餅つきの『杵』の先がボロボロになっていて、何本もあるの直して頂けないか」とのお願いを受け、こちらも要望通りに修復し、出来上がりを見せると大変喜ばれました。

当日は、雨が前日より降って実施できるか心配しましたが、何とか昼まで持ちこたえてくれて無事に終了することができました。自治会役員の方からは、

「綺麗に包丁を研ぎあげて頂き有り難い。是非、毎年実施して欲しい」と感謝の言葉を頂きました。

当日は、組合員・主婦会十二人の皆さんに協力頂きました。



「綺麗に包丁を研ぎあげて頂き有り難い。是非、毎年実施して欲しい」と感謝の言葉を頂きました。

- 〈参加者〉敬称略
- 里 雄二郎 敬称略
  - 岩水 和範 尾上 澄宏
  - 山村 篤司 若杉 隆
  - 本田 勇 寺田 政徳
  - 松田 六広 森水 俊一
  - 本田 隆彦 東 由美子
  - 田上副委員長

諫早支部 プラチナ友の会

ろうとうえきそう ~老当益壮 (老いては当に益々壮なるべし)~



心配された台風の影響もなく十月五日(水)諫早支部ではプラチナ友の会を食卓亭で開催しました。

年々参加者の顔ぶれも少しずつ変わりつつも、発足当初から毎年参加頂いている先輩もいて、組合を通じて人と人とのつながりの大切さと、会話から伺える時代の流れなど学ばせて頂きました。

今回、お集まりいただきました先輩方の平均年齢は七十五歳でしたが、お酒を酌み交わしながら談笑する姿は相変わらず明るく元気で若々しく、とても楽しかったです。

会の最後には店の娘さんの三味線でもう一盛り上がりし、終始和やかな懇親会となりました。

爽やかな秋空が広がる十月三十日(日)、諫早支部では森山よらんね祭りに協賛し、森山スポーツ交流館前広場において住宅デーを開催しました。毎年この祭りに合わせて開催しているだけあって年々来場者も増え、中には「今年初めてもつて来ました」と遠慮気味に一本だけ持って来られた方や、慣れた方は普通に三本、四本と持って来られる方などがいて、今年は昨年以上の奉仕活動ができました。一方で木工販売も行いましたが、こちらは中々売れず

苦戦しましたが、皆さんのご尽力により何とか完売することができました。他にも主婦会の方にも賃金ティッシュ配布のご協力を頂くなど、建設長崎の名前と技能集団としての存在感を大いに宣伝することができた活動となりました。

諫早支部 住宅デー

〜祭りだ、祭りだ、よらんね祭り〜

- 〈参加者〉敬称略
- 木下 忠明 田崎 義光
  - 佐藤 末春 辻 継則
  - 森田 友喜 山崎 貞博
  - 石丸 久 橋本 正春
  - 佐藤 繁幸 高谷 義信
  - 樋口 義雄 前田 稔
  - 苑田 哲男 後田 博幸
  - 山口 吉信 上町 三男
  - 森崎 晴茂 中村 浩一
  - 辻 啓人 澤山 浩一
  - 村上 昌也 石丸 直孝
  - 辻 清二 高谷テル子
  - 渡辺智恵子 木下美那子
  - 辻 百合子 田崎多美子
  - 上町 和子 前田 一恵
  - 苑田 栄子 村上 敏子
  - 船津委員長 田上副委員長

申し込みは各支部窓口へ！

施工技術講習会カリキュラム		受講費用等	
9:00~9:30	受付	受講料：1,000円 修了証発行手数料： 賞状型1,000円、 カード型2,000円 賞状・カード両方 3,000円	
9:30~9:40	開会、趣旨説明、スケジュール確認		
9:40~10:40	『施工技術者講習テキスト-基本編』 第1章 これからの住まい 第2章 建築による省エネ化 第3章 設備による省エネ化 第4章 断熱設計 第5章 開口部設計	※代金は当日会場で徴収します。  ※カード型の修了証をご希望の方は、講習会当日に受付にて修了証に掲載する顔写真を撮影いたします。	
	10:50~12:00		『施工技術者講習テキスト-施工編』
	12:00~13:00		昼休み
	13:00~13:30		『施工技術者講習テキスト-施工編』
	13:30~14:45		DVD 放映：断熱施工、設備配管
14:50~15:15	『施工技術者講習テキスト-基本編』 第6章 断熱リフォーム 第7章 住まい方と維持管理 第8章 省エネルギー基準 第9章 関連基準と制度		
	15:15~16:00		模型解説 修了者考査問題配布・説明
	16:10~17:00		修了者考査30分、考査問題解説 アンケート記入 閉会

平成28年度国土交通省補助事業「住宅建築技術高度化・展開推進事業」  
長崎県住宅省エネルギー技術施工技術講習会

- 開催日：①平成28年12月11日(日)  
②平成29年1月22日(日)
- 会場：建設長崎本部会館2階 会議室  
(長崎市城山町17-58)

住宅省エネルギー化の必要性	近年、地球温暖化による環境の変化で、例年に類を見ない集中豪雨や高温化現象が見られ、この対策として自然エネルギーの活用が緊急課題となっています。
低炭素社会に向けて新築・エコリフォーム	国は、平成32年度までに、新築住宅の省エネルギー適合率100%をめざしています。施工者、現場管理者、設計者等20万人養成。長崎県は3千名を目標。
住宅メーカーとの競争	これから省エネ住宅は、新基準にもとづき動きます。住宅メーカーに負けない知識を習得してお客さんを獲得しましょう。
省エネ住宅がわかる詳しい講習	平成28年省エネ基準が新たに施行。テキストは新基準に対応。住宅省エネの基本から施工まで、DVDや模型及びテキストを使い、わかりやすく説明します。

- ※平成28年度「地域型住宅グリーン化事業」の補助対象住宅を施工する事業者は、必ず一人以上は住宅省エネルギー技術講習会を受講した修了者が所属している必要があります。
- ※平成24年度～27年度に施工技術講習会を修了された方も、平成28年省エネ基準に基づき説明しますので、是非受講して下さい。
- ※長崎県住宅省エネルギー技術設計講習会とは別の講習です。両方受講することが設計・工事監理・現場管理に有用です。

個人情報の取り扱いについて  
お預かりした個人情報は、厳重に管理し、講習の受講、受付、運営業務、アンケート業務にのみ使用させていただきます。当該業務の委託に必要な範囲で委託先に提供する場合を除き、個人情報をお客様の承諾無く第三者に提供いたしません。個人情報保護法に基づき適正に管理いたします。

# 組合員のふれあいと助けあいの 建設長崎福祉共済制度



## 改正の特徴点

# 給付内容を一部改正

### 会費はすえ置き

### 11月1日より

組合は、組合員の福祉向上を図るため、仲間同志の助け合い制度として昭和四十一年一月に組合独自の共済として現在の「建設長崎福祉共済会(以下「福祉共済会」)」を創設して以来、組合員並びに家族の皆様のご理解とご協力をいただきながら今日まで健全運営に努めているところです。このたび、福祉共済会を補完する観点から導入している全労済組織共済の掛け金見直しに伴い、建設長崎福祉共済会の財政負担を最小限に抑えるため給付内容の見直しと新たな給付金を創設することとしました。

改正にあたっては平成二十八年十一月一日より実施されます。今後とも福祉共済会の運営について組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をよろしくお願います。

### ■共済会費は変わりません

共済会費は、共済A型(六十五歳未満の組合員)並びに共済B型(六十五歳以上)共に現行通りです。

### ■給付の種類を増やしました

出産祝金



中学校入学祝金



喜寿(七十七歳)祝金  
米寿(八十八歳)祝金



### ■七十歳以上退会慰労金

七十歳以上の退会者に対する慰労金の支給対象者を組合加入二十年以上としました。

### ■七十歳以上永年在籍表彰

組合加入二十年以上で七十歳以上の退会者には、退会慰労金とは別に感謝状並びに記念品を贈呈します。

### ■申請に係わる時効延長

申請にあたっては、事実発生日から一八〇日以内としていましたが、一年以内に延長しました。



### ■死亡弔慰金の見直し

従来、死亡弔慰金の中に生花代を含んでいましたが、今回内訳を明確にし、死亡弔慰金の額と生花代を切り離しました。

弔慰金の種類・共済区分			死亡弔慰金		
			弔慰金	香典	
組合員	病気死亡	A型	500,000円	10,000円	
		B型	組合加入 6年以上	100,000円	10,000円
			2年以上6年未満	70,000円	10,000円
			1年以上2年未満	50,000円	10,000円
	不慮の事故死亡	B型	3カ月超1年未満	30,000円	10,000円
			A型	1,000,000円	10,000円
			組合加入 6年以上	100,000円	10,000円
		交通事故死亡	A型・B型	2年以上6年未満	70,000円
1年以上2年未満	50,000円			10,000円	
3カ月超1年未満	30,000円			10,000円	
配偶者死亡	A型 B型	組合加入 6年以上	50,000円	10,000円	
		2年以上6年未満	40,000円	10,000円	
		1年以上2年未満	30,000円	10,000円	
		3カ月超1年未満	20,000円	10,000円	
家族死亡	A型・B型		10,000円	5,000円	

#### 【特記事項】

- (一) 共済B型の交通事故による死亡弔慰金(一〇〇万円)は、全労済より五〇万円、福祉共済会より五〇万円を支給します。(但し、全労済が不支給とした場合は病気並びに不慮の事故死亡の額を福祉共済会より支給します。)
- (二) 生花につきましては、改定以降についても引き続きお供えさせていただきます。尚、右記各弔慰金が重複して支給される場合には、生花一本をお供えさせていただきます。
- (三) 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母(義父母含)、別居の美父母の方が対象です。
- (四) 別居している子が死亡した場合は、家族死亡弔慰金として一〇〇〇〇円を支給します。

# 建設長崎福祉共済制度給付内容



平成28年11月1日より発効

※この給付の効力は組合加入後3ヵ月後の同日より発生します。

共済種目		共済A型（65歳未満の組合員）	共済B型（65歳以上の組合員）
共済会費		月額 1,300円	月額 1,100円
休業補償	病気休業手当金 (業務上の疾病・交通事故を除く)	組合加入 3ヵ月超1年未満……………1日につき 1年以上2年未満……………1日につき 2年以上……………1日につき	4,000円（労務不能4日目より支給し最高27日間） 4,000円（労務不能4日目より支給し最高37日間） 4,000円（労務不能4日目より支給し最高47日間）
	傷害入院給付金	組合員がケガで入院した場合 入院1日につき	1,500円（入院初日より支給し最高180日を限度）
	入院見舞金	傷害入院給付金と同時に入院30日間につき	10,000円（最高6回 60,000円を限度）
各種祝金	結婚祝金	組合員が結婚したとき	30,000円
	出産祝金	組合員または配偶者が出産したとき	10,000円
	小学校・中学校入学祝	組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童（生徒）につき	5,000円
	成人の祝	15,000円	—
	初老（厄入）祝	15,000円	—
	還暦の祝	15,000円	—
	古希の祝	—	15,000円
	喜寿の祝	—	15,000円
	米寿の祝	—	15,000円
敬老の祝	—	70歳以上の組合員に対して祝品贈呈	
労災事故給付金（見舞金）		休業10日以上のある場合	一事故につき 10,000円
交通事故給付金（見舞金）		休業10日以上のある場合	一事故につき 10,000円
住宅災害見舞金	火災	全焼・全壊の場合（70%以上）	800,000円
		半焼・半壊の場合（20%以上70%未満）	720,000～400,000円
		一部焼・一部損壊（20%未満）	240,000～40,000円
	風水害 (地震を除く)	全壊・流出（自宅70%以上の損壊・流出）	240,000円
		半壊（住宅20%以上70%未満の損壊）	120,000円
		一部壊（損害額が100万円を超える場合） （損害額が20万円を超え100万円以下の場合）	24,000円 8,000円
	床上浸水	全床面の50%以上の浸水（150cm以上40cm未満）	120,000～24,000円
全床面の50%未満の浸水（100cm以上）		24,000円（100cm未満）8,000円	
弔慰金		火災等で組合員の2親等までの同居家族が死亡した場合	80,000円
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第1～2級 ・労災保険法第3級2～4号		500,000円
	不慮の事故	重度障害	1,000,000円
		労災保険法第3～14級	450,000円～20,000円
	交通事故	重度障害	1,000,000円
		労災保険法第3～14級	450,000円～20,000円
		入院給付	—
通院給付	—	(入院5日目より180日を限度) 1日につき2,000円 (通院初日より90日間を限度) 1日につき1,000円	
死亡弔慰金	組合員	病気死亡（自殺含む）	510,000円（加入年数不問）
		不慮の事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）
		交通事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）
	配偶者死亡	組合加入 3ヵ月超1年未満……………	30,000円
		1年以上2年未満……………	40,000円
家族死亡	2年以上6年未満……………	50,000円	
	6年以上……………	60,000円	
70歳以上退会慰労金 (70歳以上組合員が脱退する場合)		—	組合加入 20年以上 100,000円 30年以上 120,000円

## 【特記事項】

- この共済給付の効力は組合加入後3ヵ月後の同日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金（A型及びB型の交通事故死亡）については組合加入年数は問いません。
- 組合費・共済会費等を3ヶ月以上未納している場合は支給できません。
- 病気休業手当について
  - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
  - 組合加入3ヵ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
  - 限度満額支給を受けた日より1年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。
- 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
  - 腰痛（症）・腰椎症・脊椎症・ヘルニア／妊娠・出産・流産／地震・噴火・津波等によるケガ／ピッケル等を使用した山岳登山／スカイダイビング等の危険な運動中による事故／脳疾患等の病気によるケガ（歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等／病気による入院、傷害事故による通院等）
  - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象となります。
- 死亡弔慰金について
  - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
  - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母（義父母含）、別居の実父母を対象とします。
  - 死亡弔慰金には、香典代（組合員・配偶者死亡時は10,000円・家族死亡時は5,000円）も含まれています。
- この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成28年11月1日以降の申請日より適用します。